

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小鹿野町長 森 真太郎

市町村名 (市町村コード)	小鹿野町 (11365)
地域名 (地域内農業集落名)	長若地区 (10区・11区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年4月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、中山間地域となり、不整形地や斜面地が多く、鳥獣被害も深刻である。担い手の主な作物は、稲と施設栽培によるきゅうりとなる。小鹿野町内全体で、若い世代の町外への流出による後継者不足や担い手の不足、農業者の高齢化が問題としてあげられる。そのため、中・長期的にも遊休農地は増加する見込みとなる。

【地域の基礎的データ】

担い手となる農業者:集落戦略該当地域の農業者16人

主な作物:稲、きゅうり、えごま

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・効率よく使用できる農地を選別し集積・集約を行う。
- ・主要作物を絞り、新たに就農したい担い手がいれば担い手育成成熟制度の活用や農地の斡旋などの支援を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、規模拡大希望のある担い手や新規就農者へ農地の集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業者の意向を聞き取り、農地中間管理機構に貸し付けや集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手や農業者のニーズを把握し、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し農用地の大区画化・汎用化等を行う必要性や妥当性を鑑みて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
小鹿野町(産業振興課)・埼玉県(秩父農林振興センター)・関係機関(ちちぶ農業協同組合等)が連携し、相談から就農まで相談に対応できる体制を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスで活用できるものがある場合には活用または、担い手に情報提供を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵の設置への支援を行う。目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。